

一般社団法人埼玉県トラック協会経営支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、各支部及びブロック協議会がお困りごと相談デスクの相談員又は埼玉県トラック協会経営支援事業プロジェクトチームの中小企業診断士を招請し実施する事業の経費の一部を助成することとし、支部及び各地区ブロック協議会の事業の活性化、並びに相談事業の普及拡大に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要領に定める事業は、次に定める研修会における講師招請費用を対象とする。但し、個別相談に係る費用は対象としない。

- 1 行政書士による運輸関係等の行政手続き等
- 2 社会保険労務士による行政手続き並びに労務問題等
- 3 中小企業診断士による経営改善、事業承継等

(対象期間)

第3条 この要領に定める事業期間は、毎年4月1日より翌年2月末までに実施される事業を対象とする。

(助成金額)

第4条 この要領に定める助成額は、一般社団法人埼玉県トラック協会にて定める予算の範囲内とし、支部又はブロックごとに期間内1回、2名を上限とし1名当たり5万円とする。

(助成金申請)

第5条 助成金を受けようとする支部及びブロック協議会は、様式1により計画書を提出し、事業終了後速やかに様式2により申請するものとする。

(助成金支給)

第6条 第5条による助成金の申請があった場合は、内容を精査し、支部及びブロック協議会に支給するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、運用上必要な事項が発生した場合は、別途定めるものとする。

(付 則)

この要領は、令和7年4月1日より施行する。